

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 特定接種の登録について

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等対策について

新型インフルエンザとは

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

新型インフルエンザ等対策特別措置法とは

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的。

1. 特措法上の新型インフルエンザ等対策の体制整備等

(1) 行動計画等の作成

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(登録事業者※)の従業員及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対する先行的予防接種)の実施

※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

2. 特措法上の「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

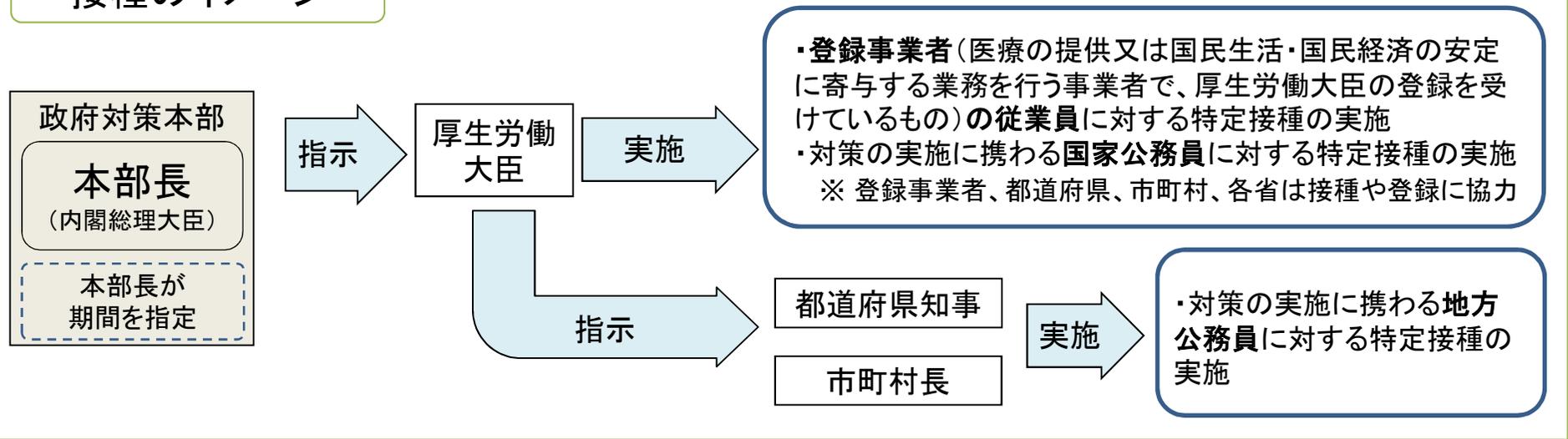
- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資

等

特定接種について

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

接種のイメージ



根拠等

- 特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位の基本的な考え方、登録の要件・基準などが定められている。これらを踏まえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めている。

留意点

- 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)
- 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

- 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりとするとともに、接種順位は、下表のグループ①(医療分野)からの順とすることを基本とされている。
- ※ 実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

類型		業種等	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①
	重大・緊急医療型	重大・緊急系医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器貸与業、医療機器製造業、再生医療等製品販売業、再生医療等製品製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定公共機関同類型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器貸与業、医療機器製造業、再生医療等製品販売業、再生医療等製品製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	社会インフラ型	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業	
	その他	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、燃料小売業、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ④

※医療分野、介護福祉型、その他の民間登録事業者と同様の業務を行う公務員(政府行動計画の区分3の公務員)については、それぞれ民間の事業者と同順位とする。
 ※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成25年厚生労働省告示第369号) 28.1.4改正

○特定接種の対象となる、事業の種類、事業の種類の詳細、対象業務を規定。(以下抜粋)

事業の種類	事業の種類の詳細	対象業務
社会保険・社会福祉・介護事業	介護保険施設（法第三十一条第一項に規定する患者等に対する医療の提供（以下「新型インフルエンザ等医療提供」という。）を行う事業の項に分類されるものを除く。） 指定居宅サービス事業 指定地域密着型サービス事業 老人福祉施設 有料老人ホーム 障害福祉サービス事業 障害者支援施設 障害児入所支援施設 救護施設 児童福祉施設	要介護三以上、障害支援区分四以上（障害児にあっては、短期入所に係る障害児支援区分二以上）又は未就学児の利用者であってサービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急の影響があるものがある入所施設又は訪問事業所において、介護職員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務

新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の登録に関する規程 (平成25年厚生労働省告示第370号) 28.1.4改正

○医療の提供の業務を行う事業者に加え、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の登録手続を追加する等の改正を実施（平成28年1月4日）。

<告示の概要>

- ① 登録（2条）
- ② 登録申請書の提出等（3条）
 - ・ 登録申請書の記載事項等を規定。
 - ・ 産業医の選任については、医療分野及び社会保険・社会福祉・介護事業を除く。
 - ・ 接種実施医療機関については、国民生活・国民経済安定分野で当該医療機関が未定の場合にあっては当該医療機関の確保方法とすることができる。
 - ・ 登録を受けようとする事業者は、業務継続計画を主たる事務所又は事業所に備え付ける。
- ③ 登録の実施（4条）
 - ・ 厚生労働大臣は、登録を受けた事業者に通知するものとする。
 - ・ 厚生労働大臣は、登録を受けた事業者の名称、事業所・その所在地等（国民生活・国民経済安定分野にあっては、登録に係る対象業務の従事者数を含む。）を公表する。
 - ・ 登録を受けた事業者は、医療機関が未定の場合においては、速やかにこれを確保する。
- ④ 変更の届出（6条）
 - ・ 登録事業者は、各事項について変更があった場合又は医療機関を確保した場合においては、30日以内に、登録変更届出書を提出する。
- ⑤ 登録をしない場合（5条）、⑥ 廃業等の届出（7条）、⑦ 登録の消除（9条）

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領について」（平成28年1月6日健発0106第6号厚生労働省健康局長通知）

1. 本要領の位置付け

国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の登録等が円滑に行われるよう、登録申請等に係る留意事項について定めるもの。

2. 主な留意事項の概要

(1) 登録申請事業者及び登録対象者

○ 登録申請事業者は、以下の要件を満たしていることが必要。

- ① 告示に示された基準のうち、「事業の種類」及び「事業の種類の詳細」に記載された事業に係る事業者であること。
- ② 産業医を選任していること(ただし、社会保険・社会福祉・介護事業に係る事業者は除く)。
- ③ 業務継続計画を作成していること。

○ 登録対象者は、新型インフルエンザ等の発生時において、告示に示された基準のうち、「対象業務」に従事する者。

(2) 登録申請の方法

○ 登録申請書の提出は、特定接種管理システム(概要後述)上で、事業者が登録申請書を入力し送信して行う。

○ 登録申請内容については、特定接種管理システム上で、業種を所管する担当府省庁(担当府省庁が都道府県又は市町村に申請内容の確認の協力を依頼する場合は、都道府県又は市町村においても確認)が確認する。

○ 登録の実施に当たっては、特定接種管理システム上で厚生労働大臣の登録を受け台帳に登録される。登録事業者に係る事業者名、事業所名・所在地、登録人数等は公表される。

○ 接種実施医療機関については、未定の場合、申請時点で検討している方法を入力。確定後変更届を入力。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」

（平成28年1月6日厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室事務連絡）

1. 「特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き」について

- 登録要領に基づき、管理システムによる登録申請書の入力に係る留意事項について規定。
- 管理システムのアクセス先や申請までの流れ、申請書の入力に必要な項目・内容について規定。

2. 「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請Q&A」について

- ①登録事業者、②登録対象者、③事業所、④産業医、⑤業務継続計画、⑥常勤換算、⑦外部事業者、⑧接種実施医療機関、⑨登録の事務、⑩その他、についてQ Aを作成。
- なお、各業種の担当府省庁においても業種別Q Aを作成し、周知。

3. 「特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の確認の手引き」について

- 登録申請書の内容を確認する際の留意事項について規定。

(1) 申請者(事業者)情報の確認

- ・ 告示や登録要領の「事業の種類」及び「事業の種類の詳細」に記載された事業を営む事業者であること。等

(2) 事業の種類情報の確認

- ・ 申請事業者の登録対象業務の従業者数が、入力された「申請事業者の全従業者数」を下回っていること。また、他の同規模の事業者と比べて、登録対象業務の従業者数が過大（概ね2倍を超える場合）となっていないこと。等

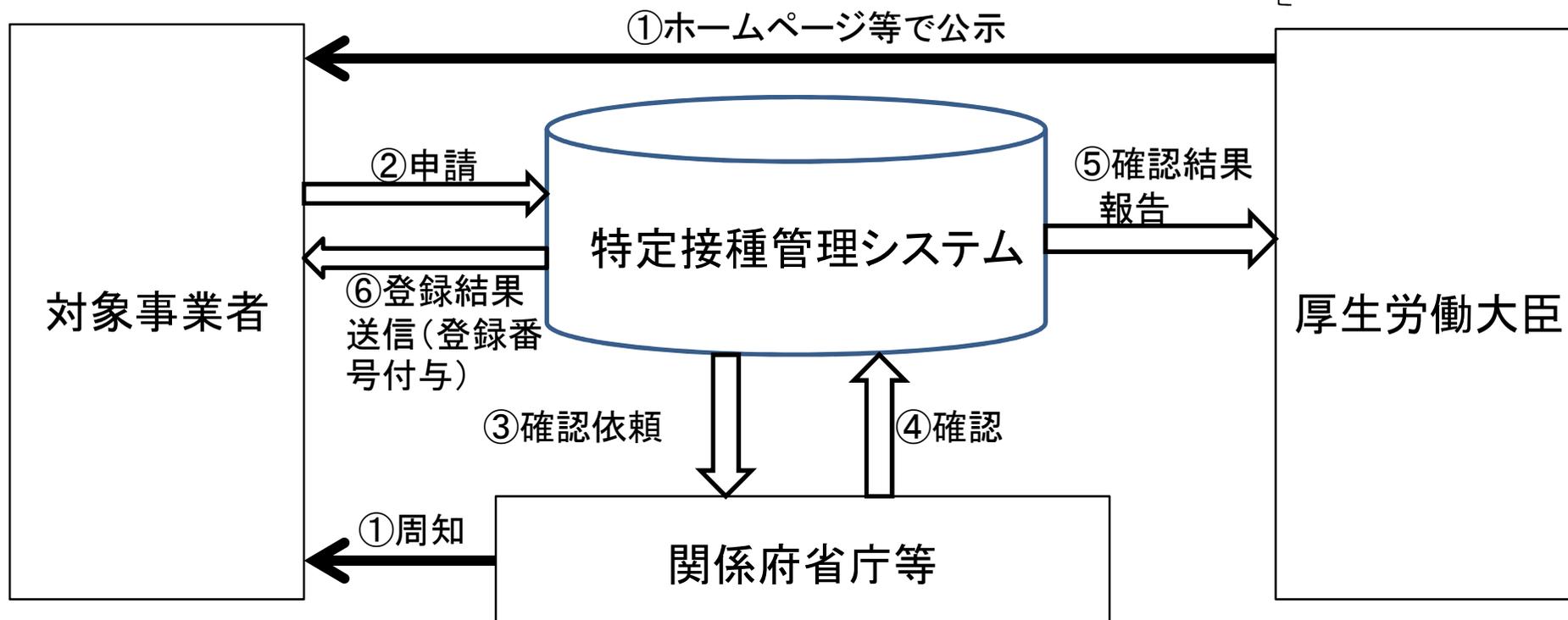
(3) 接種実施医療機関情報の確認

- ・ 登録申請時に未確保の場合、備考欄に、申請時点で検討している接種実施医療機関の確保方法が記入されていること。等

特定接種管理システムの概要

【事業者登録業務】

〔注〕白の矢印は、システムによる連絡



※ 関係府省庁等の管理者(申請内容の確認を行う者)に、各々の業種分類を管轄するIDを交付。

- ① ホームページ等で特定接種管理システムへの登録申請要件等を公示。
- ② 対象事業者が各自インターネット回線を通じ、Webで必要事項(事業者の名称、所在地、登録対象業務、従業員数、業務継続計画の作成の有無、接種実施医療機関など)を登録申請する。
- ③ 対象事業者から登録申請があった旨、関係府省庁等の担当者に通知。
- ④ 関係府省庁等は特定接種管理システムへログインし、登録申請があった事業者の登録可否について確認、必要に応じて申請事業者へ疑義照会・差し戻し等を行う。
- ⑤ 関係府省庁は、厚生労働大臣へ確認した旨を通知。
- ⑥ 厚生労働大臣は、対象事業者へ登録した旨を通知。対象事業者へ登録番号を付与。

登録申請書（特定接種管理システム）

特定接種登録申請書

厚生労働大臣 殿

※ 【下記の内容を読み、同意する場合はチェック項目にチェックをしてください。】

新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第28条の規定に基づき実施される特定接種の対象となる事業者の登録について、以下の内容を申請します。本申請書には虚偽の記載はありません。

申請者 (事業者) 情報	※ 事業者名	<input type="text"/>
	※ 事業者名(ふりがな)	<input type="text"/>
	※ 代表者氏名	<input type="text"/>
	※ 代表者氏名(ふりがな)	<input type="text"/>
	※ 郵便番号 半角数字でハイフン不要	<input type="text"/> <input type="button" value="検索"/>
	※ 所在地(都道府県)	- 未選択 -
	※ 所在地(市区町村)	- 未選択 -
	※ 所在地(町名以下)	霞が関1丁目2-2
	※ 電話番号 半角数字でハイフン不要	<input type="text"/>
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	<input type="text"/>
	※ E-mailアドレス	<input type="text"/>
	※ 産業医の選任の有無 事業の種類が、新型コロナウイルス等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業は選任の必要はないが「有」にチェックすること	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
	※ 業務継続計画の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

事業所と接種医療機関の登録

リストのアップロード
こちらからExcelのファイルをアップロードすることができます。

事業所情報	※ 事業所名	<input type="text"/>
	※ 事業所名(ふりがな)	<input type="text"/>
	※ 郵便番号 半角数字でハイフン不要	<input type="text"/> <input type="button" value="検索"/>
	※ 所在地(都道府県)	- 未選択 -
	※ 所在地(市区町村)	- 未選択 -
	※ 所在地(町名以下)	<input type="text"/>
	※ 電話番号 半角数字でハイフン不要	<input type="text"/>
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	<input type="text"/>
	E-mailアドレス	<input type="text"/>
	申請事業者の全従業員数	<input type="text"/>

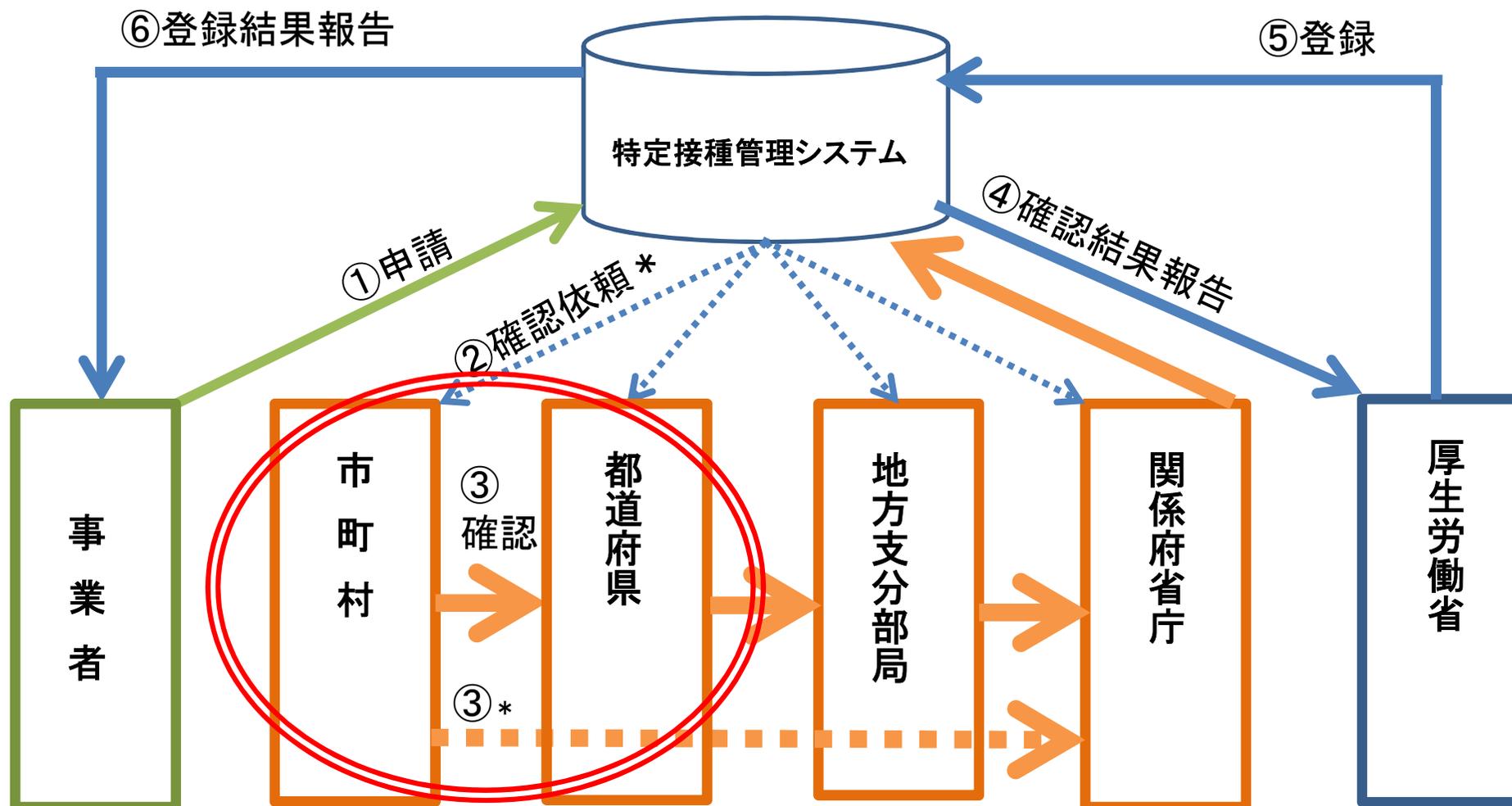
事業の種類情報	※ 事業の種類	- 未選択 -
	※ 事業の種類の種類1	- 未選択 -
	※ 事業の種類の種類2	- 未選択 -
	登録対象業務の従業員数(常勤換算)	<input type="text"/>
	※ うち申請事業者の登録対象業務の従業員数	<input type="text"/>
	※ うち外部事業者の登録対象業務の従業員数	<input type="text"/>
備考	<input type="text"/>	

他にも事業の種類を登録する場合はクリックしてください。

接種実施医療機関情報	※ 医療機関名	病院
	※ 医療機関名(ふりがな)	びょういん
	※ 郵便番号 半角数字でハイフン不要	1008916 <input type="button" value="検索"/>
	※ 所在地(都道府県)	東京都
	※ 所在地(市区町村)	千代田区
	※ 所在地(町名以下)	霞が関1丁目2-2
	※ 電話番号 半角数字でハイフン不要	000000
	FAX番号 半角数字でハイフン不要	<input type="text"/>
	E-mailアドレス	<input type="text"/>
	備考	<input type="text"/>

※他にも事業所を登録する場合はクリックしてください。

特定接種管理システム 確認ルート概要



②*、③*について、業種により組み合わせが異なります。